

第2次南会津町環境基本計画

概要版



計画の目的

本町では、2009（平成 21）年 3 月に「南会津町環境基本計画」を策定し、2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度までの 10 年間、この計画に基づく環境施策を推進してきました。

前計画の策定から 10 年が経過し、本町を取り巻く社会情勢や環境行政は大きく変化しました。

「第 2 次南会津町環境基本計画」は、地域を取り巻く環境や社会情勢の変化へ柔軟に対応し、より効果的な環境施策を推進するため策定するものです。

計画の期間

2018（平成 30）年度から 2027（平成 39）年度の 10 年間

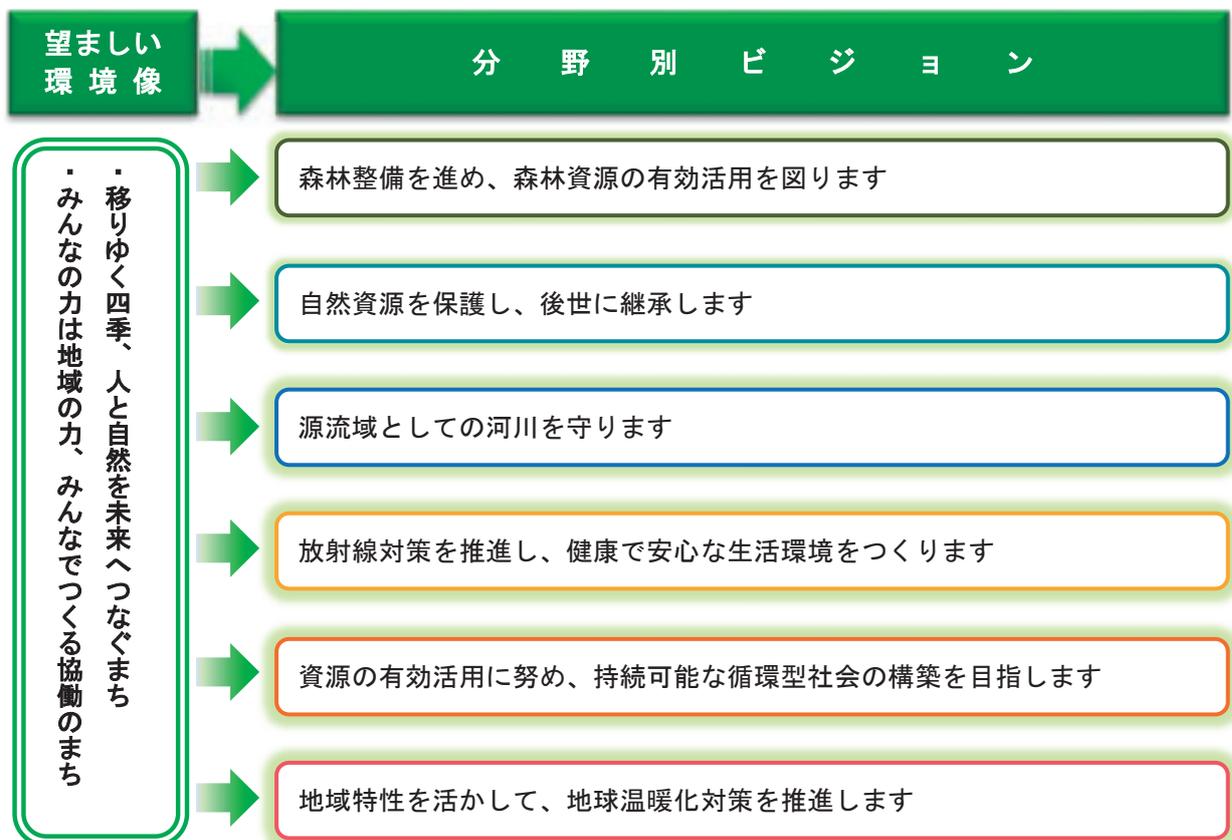
※ただし、概ね 5 年を目安として、社会状況や環境の変化に応じて計画の見直しを行います。

計画で扱う環境の範囲

区 分	対 象
自然環境	森林、河川、湿原、湧水、生物、景観
生活環境	放射線、典型 7 公害、近隣公害、化学物質、不法投棄、汚染物質等
資源利用	廃棄物、リサイクル
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー
参加と協働	環境教育・学習、環境情報、環境活動

望ましい環境像と分野別ビジョン

環境基本計画では、環境基本条例の基本理念、第 2 次南会津町総合振興計画に基づいて、本町が目指すべき望ましい環境像を掲げ、実現するための 6 つの分野別ビジョンを設定しました。



森林整備を進め、森林資源の有効活用を図ります

■具体的な取り組み

【森林の保全対策】

- ・「南会津町森林整備計画」に基づき、森林が持つ多面的機能を維持・促進するための森林施業を実施します。
- ・担い手の育成に向けた就労支援などを行い、林産業の後継者確保と経営の向上を図ります。
- ・里山林整備とあわせて、鳥獣対策に向けた森林整備を充実させます。

【森林の多目的利用】 重点項目

- ・林業の成長産業化に向けた地域構想に基づき、林業振興を図ります。
- ・施設への木質資源利用ボイラーの整備を図ります。
- ・町産材を使用した町内における住宅の建設を支援します。
- ・森林環境交付金を活用した、木材の新たな利用を図ります。
- ・ヤマザクラ一万本の里づくり事業における植栽を継続的に実施していきます。
- ・緑（森林）とふれあえる機会を増やし、ヘルスツーリズムや森林セラピーを推進します。
- ・森林インストラクターやもりの案内人などとの、情報交換を行う仕組みを構築します。
- ・小中学校における森林での環境教育・学習を充実させます。



町民が行う取り組み例

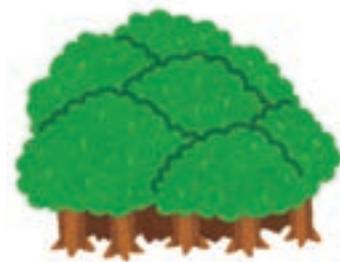
- ・植樹活動や地域の緑化活動に参加・協力します。
- ・鳥獣対策に向けた森林整備に参加・協力します。

事業者が行う取り組み例

- ・森林の減少につながる開発を抑制します。
- ・森林の保全に協力します。

滞在者が行う取り組み例

- ・植樹活動や地域の緑化活動に参加・協力します。



自然資源を保護し、後世に継承します

■具体的な取り組み

【自然資源の保全対策】 重点項目

- ・「駒止湿原保存管理計画」に基づき、駒止湿原の計画的な保護と活用を行います。
- ・国などの計画に基づき、尾瀬国立公園の計画的な保護と活用を行います。
- ・町内における植物の群生地や自生地などの貴重な自然資源の保護に努めます。
- ・老朽化した木道や登山道などの整備を行い、長期的な湿原の保全に努めます。
- ・ガイド養成講座などを実施し、案内ガイドの養成に取り組みます。
- ・巡視員による保全管理や監視体制を充実します。
- ・自然資源とふれあえる機会を増やすため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムに取り組みます。
- ・自然資源を活用した環境教育・学習に取り組みます。



【野生生物の保全と保護】

- ・絶滅の恐れのある野生生物種に対する保全意識の啓発を図ります。
- ・鳥獣保護区などにおいて、野生生物を適切に保護します。

【調査・研究】

- ・野生生物の分布や生態系に関する実態を把握します。

【外来生物・鳥獣対策】

- ・「保存管理計画書（ニホンジカ対策編）」に基づき、ニホンジカ対策に取り組みます。
- ・南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会などと連携し、尾瀬国立公園のニホンジカ対策に取り組みます。
- ・有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊を支援し、ニホンザルやニホンジカなどによる被害の未然防止に努めます。
- ・本来生育しない園芸種を安易に植栽しないなど、在来生物が生息・生育している森林や河川などの環境保全に努めます。
- ・外来生物に対する監視を行います。
- ・オオハンゴウソウなどの特定外来生物の駆除を行い、在来生物の保護を図ります。

【景観形成】

- ・「南会津町景観計画」に基づき、景観の形成を行っていきます。
- ・景観保全に役立つ花木の植栽や樹木の保護に努めます。
- ・町民と行政の協働による景観づくりを推進します。
- ・ヤマザクラ一万本の里づくり事業における、地域の特色を生かした美しい景観のまちづくりを、継続的に実施していきます。



町民が行う取り組み例

- ・自然資源とふれあえる機会を増やし、親しみを持ち保全活動に参加します。
- ・自然資源を活用した環境教育・学習に参加します。
- ・密猟や愛護・観賞目的の生物の野生化防止に努めます。
- ・魚や昆虫などを他の地域から移入をさせません。
- ・園芸種やペットなどは責任を持って管理し、自然の中に持ち込みません。
- ・自然観察会などに参加し、野生生物に関する知識を高めます。

事業者が行う取り組み例

- ・自然資源の保全活動に協力します。
- ・開発にあたっては、野生生物の影響調査や生態系に配慮した保全対策を行います。
- ・法律で禁じられている生物は販売しません。

滞在者が行う取り組み例

- ・自然資源での観察ルールを守ります。
- ・尾瀬ごみ持ち帰り運動に協力し、湿原や植物の群生地などでごみを捨てません。
- ・野生生物に対する理解を深め、生息・生育に重要な場所の保護・管理に協力します。

源流域としての河川を守ります

■具体的な取り組み

【水辺の環境整備】

- ・ 河川における清掃活動などを実施し、河川周辺の美化を図ります。
- ・ 災害復旧事業や河川整備において、自然環境への配慮や安全性を考慮します。
- ・ 水辺とふれあえる機会を増やし、親水事業などに取り組みます。

【下水道などの整備】

- ・ 公共下水道や農・林業集落排水の整備を進め、下水道への接続率向上を図ります。
- ・ 合併処理浄化槽の設置にあたり補助金を交付します。
- ・ 下水道などの普及促進に向けた啓発活動を実施します。

【湧水の保全対策】

- ・ 湧水に関する情報を収集・整理します。
- ・ 湧水の解説案内板などを整備します。

【調査・研究】 重点項目

- ・ 河川・湧水の水質調査を継続的に実施します。
- ・ 河川・湧水の水質汚濁時には原因究明に努めます。
- ・ 河川・湧水についての情報を収集・整理します。



町民が行う取り組み例

- ・ 河川の清掃活動への協力やごみの持ち帰りを心がけます。
- ・ 公共下水道や農・林業集落排水などへの接続、合併処理浄化槽設置などの排水処理に努めます。
- ・ 湧水地やその周辺の環境保全に努めます。
- ・ 河川・湧水についての情報提供に協力します。



事業者が行う取り組み例

- ・ 水辺環境の清掃活動や維持管理活動へ積極的に協力します。
- ・ 事業所からの排水を適正に処理します。
- ・ 公共下水道や農・林業集落排水などへの接続、合併処理浄化槽設置などの排水処理に努めます。

滞在者が行う取り組み例

- ・ 利用した際には、ごみの持ち帰りを心がけるなど、河川を汚さないように努めます。

放射線対策を推進し、健康で安心な生活環境をつくります

■具体的な取り組み

【放射線対策】

- ・空間線量のモニタリング調査を実施し、調査結果を公表します。
- ・食品や土壌などの放射性物質濃度を測定します。
- ・携帯空間線量計の貸し出しを行います。
- ・国や県と連携し、放射線に関する情報の収集・提供を行います。

【公害対策】

- ・公用車に低公害車を導入します。
- ・環境パトロールを実施し、公害の未然防止に努めます。
- ・公害発生時には、関係機関と連携し、適切に対応します。

【化学物質対策】 重点項目

- ・PRTR 制度に基づき、化学物質の環境への排出や管理状況などの把握に努めます。
- ・農薬などの化学物質の適正な使用について、指導を行うとともに、必要に応じて情報提供を行います。
- ・環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地の有効活用を検討・推進します。
- ・化学物質の環境への影響について調査します。



町民が行う取り組み例

- ・放射線に関する知識を高めます。
- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した生活を心がけます。
- ・低公害車の導入やアイドリングストップなどを心がけます。
- ・家庭などでごみの焼却や野焼きをしないように努めます。
- ・近隣の環境や時間帯を考慮した生活音づくりを心がけます。
- ・減農薬・減化学肥料や有機栽培によりつくられた農作物を購入します。
- ・化学物質の環境への影響について、情報提供に協力します。

事業者が行う取り組み例

- ・放射線に関する知識を高め、安全な商品管理に努めます。
- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・低公害車の導入やアイドリングストップなどを心がけます。
- ・近隣の環境に配慮し、防音機能の強化など施設の改善に努めます。
- ・農薬や化学肥料の使用量低減化に努めます。
- ・化学物質の使用状況などについて、情報提供に協力します。

滞在者が行う取り組み例

- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- ・レジャーにおける騒音に配慮します。



資源の有効活用に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指します

■具体的な取り組み

【ごみの発生抑制】 重点項目

- ・ 公共施設などにおいて、率先的にごみの減量化に取り組みます。
- ・ レジ袋などの使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを行います。
- ・ 過剰包装の削減に向けた取り組みを行います。
- ・ 事業所での食品廃棄物や家庭の食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた取り組みを検討します。
- ・ ごみの減量化についての普及啓発に取り組みます。

【再使用・リサイクル】

- ・ ごみの出し方や分別方法についての普及啓発に取り組みます。
- ・ ごみの再使用やリサイクルについての普及啓発に取り組みます。
- ・ 生ごみや下水汚泥、家畜排せつ物などのたい肥化について取り組みます。
- ・ 家庭での生ごみの処理についての支援を検討します。



【不法投棄対策】

- ・ 不法投棄監視パトロールを実施します。
- ・ 地域や企業、学校などでの環境美化活動などを支援します。



町民が行う取り組み例

- ・ ごみの発生抑制や再使用に取り組みます。
- ・ 商品購入時、過剰包装を断ります。
- ・ ごみカレンダーやごみ分別辞典に記載されたルールを守ります。
- ・ リサイクルのために、正しく分別を行います。
- ・ 生ごみの自家処理に努めます。
- ・ 土地所有者は不法投棄をされないよう対策に努めます。

事業者が行う取り組み例

- ・ 梱包や包装の簡素化を進め、廃棄物を減らします。
- ・ 食品の廃棄を減らすように努めます。
- ・ 産業廃棄物は適正に処理します。

滞在者が行う取り組み例

- ・ 商品購入時、過剰包装を断ります。
- ・ 町のごみ分別に協力し、ごみ捨てマナーを守ります。



地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します

■具体的な取り組み

【地球温暖化防止対策】

- ・「地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策を推進します。
- ・公共施設におけるエネルギー効率のよい施設整備を推進します。
- ・カーボン・オフセットなどの取り組みを検討します。
- ・省エネルギー行動の普及啓発を進めます。

【気候変動への適応策】

- ・気候変動による影響について、情報の収集と公表を行います。
- ・熱中症予防の普及啓発と注意喚起を実施します。
- ・気候変動に対応した農業技術の情報収集と普及啓発に努めます。
- ・防災・減災対策などの自然災害対策を推進します。

【再生可能エネルギーの利用促進】 重点項目

- ・公共施設などへ再生可能エネルギー設備の積極的な導入を図ります。
- ・住宅用太陽光発電システムの利用促進のため支援を行います。



町民が行う取り組み例

- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- ・家電製品を購入する際には、省エネルギーに配慮した家電製品などを購入します。
- ・夏場の外出時などには、熱中症対策を心がけます。
- ・自然災害に備え、防災対策に努めます。

事業者が行う取り組み例

- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。
- ・事業所における省エネルギー行動を促進します。
- ・再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- ・工場廃熱など未利用エネルギーの有効活用を検討します。
- ・夏場の作業時などには、熱中症対策を心がけます。
- ・自然災害に備え、防災対策に努めます。

滞在者が行う取り組み例

- ・公共交通機関や徒歩、自転車を利用した移動に努めます。
- ・自動車を運転するときは、環境に優しい運転を心がけます。



環境基本計画の進行管理

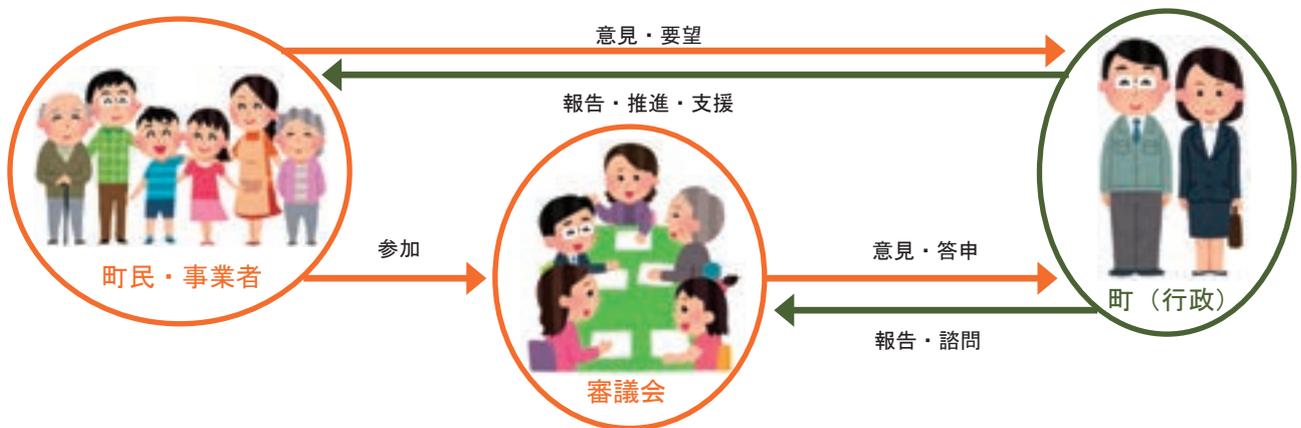
計画の推進方策

環境基本計画を円滑に推進していくため、以下の取り組みを進めていきます。

- より多くの町民・事業者・滞在者への環境に関する理解の促進
- 環境に関する情報や意見の受け皿づくり
- 環境に関する調査・監視などの充実
- 環境学習の推進と町民などの参加促進
- 国、福島県、周辺自治体、関係機関などとの連携・協力体制の構築

計画の推進体制

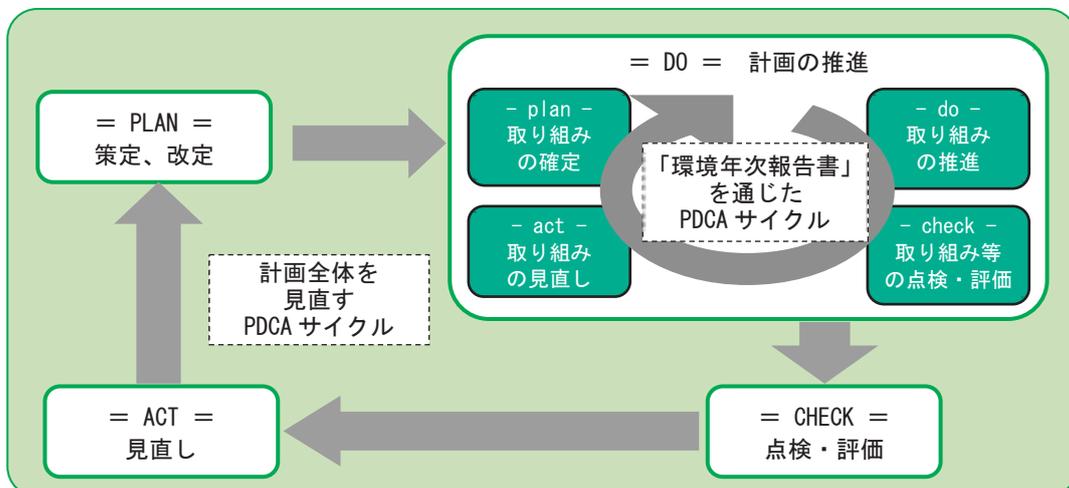
環境基本計画を推進し、点検・評価していくための組織体制は次のとおりとし、これらを円滑に運営していきます。



進行管理の仕組みと手順

「環境年次報告書」を毎年度作成し、町民や事業者等に公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価と見直しを行います。

また、社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、町民などの環境に対する価値観の変化などへ適切に対応するため、概ね5年ごとに計画全体に関わる見直しを行います。



環境指標一覧

環境指標	現状 2017年度 (平成29年度)	計画目標 2027年度 (平成39年度)	進行管理 担当課
民有保安林面積	22,166 ha	現状維持	農林課
森林と人との共生林面積	847 ha	現状維持	農林課
木質資源利用ボイラー設置数	2 施設	10 施設	農林課 環境水道課
森林インストラクター数	7 人	10 人	農林課
もりの案内人認定者数	20 人	30 人	農林課
情報交換会の開催数 (森林インストラクターなど)	0 回/年	2 回/年	農林課
湿原面積	駒止湿原：約 148 ha	現状維持	生涯学習課
	田代山湿原：約 23 ha		環境水道課 館岩総合支所
	宮床湿原：約 54 ha		南郷総合支所
	黒岩湿原：約 4 ha		環境水道課
駒止湿原案内人の会	29 人	20～30 人を維持	生涯学習課
尾瀬ガイド協会	12 人	20 人	環境水道課
汚水処理人口	12,375 人	12,500 人	環境水道課
汚水処理人口普及率	77.8 %	88.5 %	環境水道課
環境基準達成項目数(河川) 阿賀川(田島地域) 館岩川(館岩地域) 伊南川(伊南地域) 伊南川(南郷地域)	7/7 項目 7/7 項目 7/7 項目 7/7 項目	現状維持	環境水道課
水質基準達成項目数(湧水) 嶽清水(田島地域) 水引の清水(館岩地域) 舞台の清水(伊南地域) 高清水(南郷地域)	13/13 項目 13/13 項目 13/13 項目 13/13 項目	現状維持	環境水道課
空間線量の定期モニタリング(町内110箇所)	1 回/月	現状維持	環境水道課
町役場公用車における低公害車導入台数	10 台	15 台	総務課
公共交通機関における低公害車導入台数	0 台	5 台	総合政策課
公害苦情の件数	3 件	低減させる	環境水道課
ダイオキシン類環境基準(大気、河川水質・地下水、土壌)	100 %	現状維持	環境水道課
町民1人1日当たりのごみ排出量	1,124 g	935 g	環境水道課
リサイクル率	12.1 %	21.0 %	環境水道課
庁内における温室効果ガス排出量 (2013(平成25)年基準)	「地球温暖化対策実行計画」未策定	「地球温暖化対策実行計画」 において定める	環境水道課
再生可能エネルギー利用設備数(累計) ※木質資源利用ボイラーも含める	24 箇所	35 箇所	環境水道課 農林課
住宅用太陽光発電システム補助件数(累計)	92 件	150 件	環境水道課

第2次南会津町環境基本計画 概要版(平成30年12月)

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

TEL : 0241-62-6100 (代) FAX : 0241-62-1288 HP : <http://www.minamiaizu.org>